

# 士別地区消費者教育 支援プログラム

小学生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校の消費者教育を推進するための体験型「消費者教育支援プログラム」です

士別地区広域消費生活センター

小学校実施要項  
(2026年度)

# 消費者教育支援プログラム

## 目 次

■実施要項(小学校)	P1~P4
■支援プログラム(小学校)	P5~P6
■授業案内「消費者教育を体験しよう！」	P7~P18
学習指導案	
授業案内「インターネット・スマホのモラル授業」紹介	
■2025年度消費者教育授業風景	P19
■2025年度実績報告	P20~P22
■申込書	

# 2026 年度士別地区消費者教育支援プログラム

## 小学校実施要項

1. 要 旨  
当市では小中高生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校における消費者教育を推進するための「消費者教育支援プログラム」を策定しました。  
この授業プログラムを実践し、児童・生徒が消費生活及び社会問題等の学習をとおり生涯にわたり賢い消費者への一歩を踏み出し、良き社会人・家庭人・職業人となることを目的とします。
2. 連絡会議  
支援プログラムを円滑に進めるため、必要に応じ二者による連絡会議を開催し協議・調整を図ります。
  - ①実施学校(各学校毎)
  - ②士別地区広域消費生活センター
3. 申込窓口・実施機関  
士別市役所内（士別地区広域消費生活センター）  
〒095-8686 士別市東 6 条 4 丁目  
電話 23-3820(直通)、26-7736・FAX 23-4790  
e-mail [kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp](mailto:kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp)
4. 派遣費用 無料 ※資材が必要な場合は費用が発生する場合があります
5. 支援プログラム一覧
  - 教科の選択 次の支援プログラムの中から各学校が選択します。  
他に希望のある時は別途協議となります。
  - 講師の決定 士別市消費生活相談員以外の講師については、回数に制限があり重複時等は別途協議となります。
  - 使用する資料 「くらしのノート」(中・高校生版)  
発行：士別地区広域消費生活センター(令和3年度改訂版)  
教科書・その他教材
  - 担当する講師 ①年間を通し派遣可能  
士別市消費生活相談員  
②要調整・協議  
外部講師

## ■小学生の領域別消費者教育の目標

【特徴】 主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期

重点領域		目標
消費者市民社会の構築	消費者がもつ影響力の理解	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう
	持続可能な消費の実践	自分の生活と身近な環境との関わりに気づき、物の使い方などを工夫しよう
	消費者の参画・協働	身近な消費者問題に目を向けよう
商品等の安全	商品の安全の理解と危険を回避する能力	危険を回避し、商品を安全に使う手がかりを知ろう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に相談しよう
生活の管理と契約	選択し契約することへの理解と考える態度	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう
		契約やきまりの大切さを知り、考えよう
	生活を設計管理する能力	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	消費者に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう
	消費生活情報に関する批判的思考力	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう

【領域】 消費者教育における全体像・体系的関係が見通せるように定義させた消費者教育における分野です。

### 【消費者市民社会の構築】

- ・自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択する力
- ・持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り込むことができる力
- ・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸問題の解決のために行動できる力

## (1) 小学校

### ■「安全」に関する目標と学習内容

- 商品(食品を含む)の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。
- 商品による事故・危害に適切な対処ができる。

具体的な目標	学習内容
①商品を安全に扱うための基本的なきまりを守ることができる 身の回りの商品の安全に関するマークや品質表示に気づくことができる	・製品には正しい使用方法があることや、正しい使い方をしなければ危険である事を理解する ・食品の安全に興味や関心を持つ ・安全や品質を示すマーク(SG マークなど)、食品表示等の存在に興味を持つ
②身の回りの商品の被害を身近な人に説明できる	・生活においてトラブルに遭遇した場合、身近な人に相談する習慣を身につける ・安全性に問題がある商品を購入・摂取した場合に、対象商品や身体の状態を説明する力を身につける

### ■「契約・取引」に関する目標と学習内容

- 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。
- 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。
- 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。
- トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。

具体的な目標	学習内容
①身の回りの商品を買うときに、必要性を考えた上で、価格や品質を比較することができる	・身の回りの商品を買う時に必要なものと、必ず必要でないがほしい物を分別する意識を持つ ・必要性や欲求の度合いに応じて商品を探し、価格や品質を考えて選択する習慣を身につける(または保護者に確認・相談する習慣を身につける)
②小遣いを家族と相談して計画的に使うことができる	・欲しい物、必要な物の価格を把握し、購入のための計画を立てる習慣を身につける ・欲しい物、必要な物が、なぜ欲しいのか、なぜ必要なのかを家族に説明する習慣を身につける
③約束や社会のきまりを守ることができる	・社会にルールがあることを理解し、生活の身近なマナーを守る習慣を身につける ・一ヶ月の小遣いの額など、家族との間の約束を守る習慣を身につける
④身の回りの商品購入で不安になったときは、身近な人に説明し、解決方法を相談できる	・商品を購入する際に購入方法、価格や効果について意識し、不明な点や不審な点があった場合には身近な人に相談する習慣を身につける

## ■「情報」に関する目標と学習内容

- 情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。
- 個人情報適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。
- 知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。

具体的な目標	学習内容
①情報の収集などの際に情報通信を適切に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機器(パソコン・携帯等)を活用した情報通信の存在に興味を持ち、情報収集方法の基礎知識を理解する</li> <li>・身近な人の助けを受けながら、情報通信機器を活用して、知らないことを調べられる技能を身につける</li> <li>・インターネット上には様々な疑わしい情報が混在していることを理解する</li> </ul>
②情報通信を活用する際に、自分や身近な人の情報を大切にすることなどの配慮ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上で他人を誹謗中傷しない等、利用上で必要な道德理念を理解する</li> <li>・個人情報の基礎知識や保管の仕方、情報発信・提供の基本的なルールについて意識を持つ</li> <li>・インターネット上に自分や身近な人の個人情報を公開してはいけないことを理解する</li> </ul>
③独自性や人のアイデアを尊重することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作物の利用や取り扱い上の注意点などについて意識をもつ</li> </ul>

## ■「環境」に関する目標と学習内容

- 商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。
- 商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。
- 持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

具体的な目標	学習内容
①身の回りの商品に、環境に関するマークなどの情報があることに気づくことができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮製品の存在に気づき、表示マークの特徴などについて理解する</li> </ul>
②自分の消費生活が環境に影響を及ぼすことに気づき、身の回りの商品の使用・廃棄について適切な対処ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活と環境との関係性を理解し、商品の適切な使用・廃棄する習慣を身につける</li> <li>・省エネに配慮した商品の使用、ごみの分別、水の使い方など、日常生活において、環境に配慮する習慣を身につける</li> </ul>
③身の回りで取り組まれている環境保全活動の方法を話し合ったり、参加したりすることができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行われている様々な環境保全活動に興味を持つ</li> <li>・身の回りで取り組まれている環境保全活動のうち、興味ある分野に参加する習慣を身につける</li> </ul>

## 土別地区消費者教育支援プログラム(小学校)

### ■土別地区広域消費生活センター消費生活相談員講師

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	予定講師
1	<b>私たちはみんな消費者です！</b> 消費者の「権利」と「責任」 契約について	契約 取引 情報	★教材学習（パワーポイント） くらしのノート：P4～P9 【教科書】わたしの家庭科 P58～65	1～2	市消費生活相談員
	●契約ってなんだらう 君ならどうするこんな時 契約の仕組みと悪質商法		★教材学習（クイズ学習・ロールプレイング） くらしのノート P6～P21 【教科書】家庭科 P58～65		
	●悪質商法の被害者にならない ために「悪質商法対策ゲーム」		★教材学習 くらしのノート P6～P21 【教科書】家庭科 P58～65		
2	●お金について考えてみよう <b>金銭教育</b> ★お小遣いゲーム「ニーズ& ウォンツ」	契約 取引	★教材学習（すごろくゲーム学習） くらしのノート P22～P29 【教科書】家庭科 P58～65 道徳 3P24～29	1～2	市消費生活相談員 銀行協会
	●お金について考えてみよう いろいろなカードの仕組み を理解しよう		くらしのノート P22～P29 【教科書】家庭科 P58～65		
3	● <b>食生活の安全</b> 「食品成分と表示」 清涼飲料水を作ってみよう！ バランスを考えた食生活～栄 養素の種類と特徴	安全 契約 取引	★食品簡易実験 くらしのノート P34～P45 【教科書】家庭科 P16～17, 54～55, 63	1～2	市消費生活相談員
4	● <b>守ろう環境、生かそう資源</b> <b>買い物ゲーム～買い物上手はエ コ上手～環境問題「3Rと省エ ネルギー」</b>	環境 契約 取引	★教材学習「買い物ゲーム」 くらしのノート P46～P54 【教科書】家庭科 P31～32, 78～ 79, 132～135 道徳 5P65～69	1～2	市消費生活相談員

### ■消費生活相談員が活用する教材

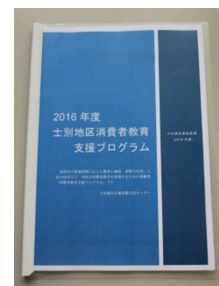
No.1	<b>悪質商法対策ゲーム</b> <b>消費者アクションゲーム</b>	悪質商法の事例と対処・対策についてカードを用いて手口を知り、ボードゲームを楽しみながら学べる教材です。  <b>(公益財団法人 消費者教育支援センター)</b>
No.2	<b>おこづかいゲーム</b> <b>ニーズ&amp;ウォンツ</b>	すごろくゲームを用い、限られたお小遣いをやりくりしながら、買いか買わないかを子どもに判断させることで金銭感覚を養えるゲーム教材です。  <b>(NPO 法人マネースプラウト)</b>
No.4	<b>買い物ゲーム</b> <b>～買い物ゲームはエコ上手～</b>	相談員手作りの「グリコンスーパー」を教室に持ち込みます。環境に配慮したお買い物をする事でグリーンコンシューマーを育てます。  <b>(株)ダイナックス都市環境研究所・沖縄リサイクル運動市民の会</b>

## ■外部講師によるプログラム

No.	授業内容		形態・資料・教材	時限	予定講師
5	●安全・安心な生活のために 製品を正しく使って事故を防ごう・製品事故を防ぐためのマーク	安全	★製品実験 くらしのノート P30~P33 【教科書】家庭科 P58~64	1~2	道立消費生活センター・製品評価技術基盤機構ほか
6	衣類の手入れと表示 繊維と洗剤の性質実験	安全	製品簡易実験 くらしのノート P33 【教科書】家庭科 P98~103	1~2	ライオン(株) 道立消費生活センター
7	●あかりエコ教室 日本の夜はなぜ明るい (白熱・蛍光・LED 電球)	安全 環境	★実験学習：手回し発電機を使った電球の実験	1~2	家電メーカー
8	●あかりエコ教室 太陽光教室	安全 環境	★実験学習	1~2	家電メーカー
9	●ファイヤー探検記 人間と火の歴史からエネルギーや環境問題を学ぶ	安全 環境	★実験体験学習	1~2	LP ガス協会
10	●はじめよう！エシカル消費 持続可能な開発目標 (SDGs)	安全 環境	★専門家による講義 ★教材学習 くらしのノート P46~P54 【教科書】家庭科 P78~79, 132~135 道徳 5P68~69 道徳 6P65~69, 76~77	120分	・道立消費生活センター・専門家
11	●親子でエソシカと環境について学ぼう	安全 環境	★専門家による講義 ★工作学習 ★試食	120分	・道立消費生活センター ・道環境生活部 環境局
12	●インターネット・携帯電話の知識 (専門家による特別授業)	契約 取 引 情 報	★専門家の講義 ★オンライン授業 くらしのノート P14~P21 道徳 4P86~87 道徳 5P84~85 道徳 6P30~33, 87~93	1~2	インターネット・携帯電話専門家外部講師

# 「消費者教育を体験しよう！！」 小学校での消費者教育出前講座のご案内

士別地区広域消費生活センターでは、判断力のある自立した消費者を育むため、消費者教育を支援しています。学校における消費者支援事業においては、「児童生徒自身が消費者であり、権利や責任について学び、自分たちが社会の中で今後大きな役割を担っていくということを自覚させる」をテーマに、出前講座を実施しています。



## (プログラム No. 1)

### ■ 契約ってなんだろう

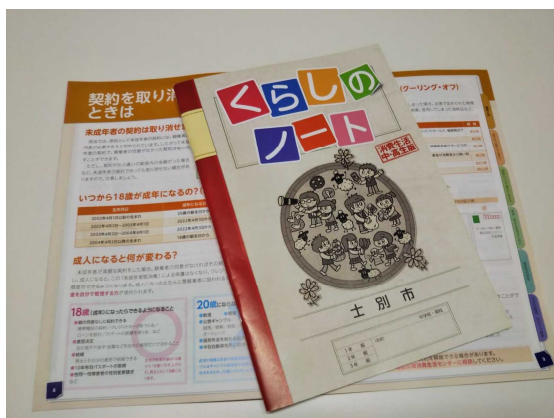
パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約は気付かないところで、すぐ身の回りにあること」や「契約についての消費者の権利や責任」を分かりやすく説明します。

また、生徒が巻き込まれやすいインターネットや携帯電話のトラブルや悪質商法についてロールプレイングなどでその事例を学び、問題点や解決方法を自分たちで導き出します。

さらに、契約する際に本当に必要かどうかの判断が重要であることも学習します。



- ・「くらしのノート 中・高生用」（令和3年度改訂版）
- ・「クーリング・オフを利用しよう」啓発クリアファイル



2021年度に士別地区広域消費生活センターが作成した副読本「くらしのノート」、クリアファイル、最新の士別市の相談事例「士別地区！くらしねっと情報」などを用いて学習します。

■指導内容:「契約ってなんだろう」小学生45分授業プログラム1

○契約の仕組みを学習し約束や社会のきまりを守る重要性を考察する

○物や金銭の大切さ・計画的な使い方についてを認識させる

○インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる

○自分ならどうするか、トラブルの回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果
導入	3分	契約について知っていることを発表する	契約の理解度を確認する。	契約について、自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する。(関心・意欲・態度)
展開	20分	・契約のしくみ 契約とは何だろう?  ※パワーポイントを 使用 ※契約クイズ	「契約」とは「申し込み」に対して「承諾」しお互いの意思が一致(合致)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」  契約とは、当事者間の約束を意味し、物を買うのも借りるのも、洋服を買ったり(売買契約)バスに乗ったり(旅客運送契約)DVDを借りたり(賃貸借契約)するのも全て契約である。  私たちの周りには契約がいっぱいであり生活の多くは「契約」で成り立っている。	小学高学年になると、購入の範囲も広がることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができるよう学習する。  教科書P58～65 くらしのノートP6～7
		・「契約」は「法的な責任が生じる約束事」(くらしのノート P7)	いったん契約を結ぶと、お互いその内容を守る「責任」が発生する。勝手にやめたり、変更したりすることはできない。(法的な責任が生じる約束事)	
		・契約書とは?	・通常は、商品の引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうため必要がない。 ・契約書は、あくまで万が一トラブルが起きた際に備えて、証拠として残すためのもの。 ・契約内容全てを書くのが契約書	社会に出れば、クレジットカード等、借入可能な金融手段を手にする可能性が高いため、多重債務等の金融トラブルを予防する意味でも、契約の重要性を学習する。
		・契約前に考えたいこと  ・契約を取り消したいときは	・本当に必要なものか ・自分の小遣いの範囲で買えるか ・商品は金額に見合ったものか ・高額であれば必ず家族と相談  ・未成年者の契約は親権者の同意が必要であり、同意のない契約は取り消せる 取り消せない場合もある ・クーリング・オフ制度による取り消し ・消費者トラブルを防止するための注意点	後のトラブルを防止するためにも契約前に商品の購入方法を考えさせる。  契約・取引のトラブルにあったとき、消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習する。  くらしのノートP8～9
	20分	ロールプレイング学習  ★買い物ってそういうこと!  ★オンラインゲーム	・家族や販売員とのやりとりを通じて、商品を選ぶ・買うときの心理や情報の集め方、返品にあたっての注意など、自分や家族の普段の買い物の仕方を考える。(ロールプレイング中の質問3つを見ている側の生徒に問いかけ回答を求める)  ・オンラインゲームを利用した経験があるか生徒に確認する ・オンラインゲームでは、無料で利用していても有料アイテムを購入しいつの間にか高額になっていることもある  ・ロールプレイング中の質問からほかの生徒の意見を知り、気づきや振り返りを積極的に取り上げる。  ・事例からわからなかったこと、小中高生が遣いやすい消費者トラブルの補足説明や消費者としての基本的な対策・対処について、生徒と確認しあう。	実際に相談事例を演じることで今後トラブルに対応できる能力を身につける。  トラブルにあったときに適切に対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指す取り組みができる。
まとめ	2分	・被害対策	・契約・取引トラブルにあったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける。(家族や先生、友達)  ・事業者と消費者との間には、情報の質・量・交渉力に格差があり、トラブルにあうのは恥ではないこと、契約・取引に関するトラブルの際相談機関があることを理解させる(各地の消費生活センター・司法書士・弁護士など)。	自分が消費者であることの自覚を促し、消費者を守る法律があること、消費者センターを利用する意義を説明する。  くらしのノートP10

## (プログラム No. 1)

### ■消費者アクションゲーム

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約」についての基本を分かりやすく説明します。

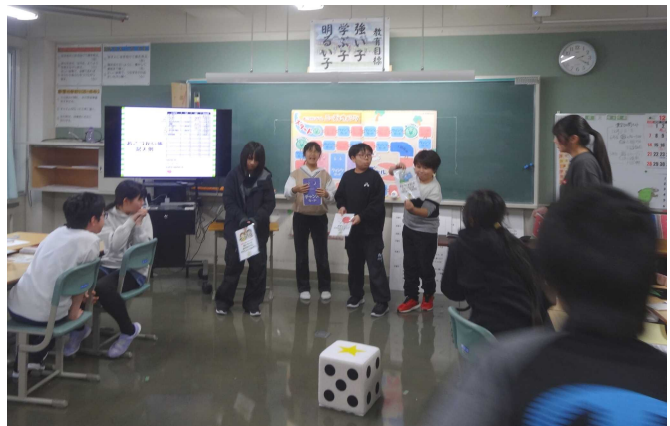
またすごろくゲームを用いてどのような悪質商法のトラブルがあるのかを知り、問題点や解決方法を学習します。



## (プログラム No. 2)

### ■お小遣いゲーム「金銭教育」

おこづかいゲームの「ニーズ&ウォンツ」をとおり、子どもたちが限られた予算の中で買い物をするとき「必要なもの(ニーズ)」は買い、「必ずしも必要ではないけれど欲しいもの(ウォンツ)」は、買うか買わないかを子どもに判断させることで金銭感覚を養うことを目的に実施します。



## (プログラム No. 3)

### ■食品成分と表示

#### 「清涼飲料水成分簡易実験」

清涼飲料水を作成させ糖分の量を確認し、砂糖は5大栄養素の炭水化物の糖質として分けられ、すぐれたエネルギー源であるが、栄養バランスや多量摂取による問題点を確認します。

また作成過程で実際に試食しながら食品添加物による味の移り変わりと着色を確認し、食品添加物の問題点についても学習します。

栄養表示を適切に読み取り、エネルギーの取りすぎなどに注意し、商品を適切に選択ができる知識を養います。



■指導内容「悪質商法の被害者にならないために(消費者アクションゲーム)」小学生高学年90分 プログラムNo.1

○若者が被害にあうことが多い悪質商法の事例を紹介し、なぜ被害に遭ってしまったのかを考察する

○悪質商法に対する消費者の基本的な対処・対策である未成年者契約、クーリング・オフ制度、消費生活センターの役割を知り、今後の契約やトラブル防止に役立てる

○インターネットは便利だが、トラブルに巻き込まれる危険性があることを認識させる

○「消費者アクションゲーム」を用いて消費者特に若者が巻き込まれやすい悪質商法・契約トラブルを知り、その特徴や問題点に気づく

○自分ならどうするか、トラブルの回避方法と対処方法を考えさせ、消費者として合理的に行動する態度を養う

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	5分	消費者とは 消費者トラブルとは 契約とは	理解度を確認する	契約について、自らの経験・印象・知識を意欲的に発言する	
展開	35分	・契約のしくみ 契約とは何だろう？  ※パワーポイント学習  ※契約クイズ	「契約」とは「申し込み」に対して「承諾」しお互いの意思が一致(合致)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」  契約とは、当事者間の約束を意味し、物を買うのも借りるのも、洋服を買ったり(売買契約)/バスに乗ったり(旅客運送契約)DVDを借りたり(賃貸借契約)するのも全て契約である  私たちの周りには契約がいっぱいであり生活の多くは「契約」で成り立っている	小学生であってもお小遣い範囲の商品購入をしていることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができるよう学習する。	教科書 P58～65
		・「契約」は「法的な責任が生じる約束事」	いったん契約を結ぶと、お互いその内容を守る「責任」が発生する。勝手にやめたり、変更したりすることはできない。(法的な責任が生じる約束事) ・口約束でも契約は成立する	社会に出れば、クレジットカード等、借入可能な金融手段を手にする可能性が高いため、多重債務等の金融トラブルを予防する意味でも、契約の重要性を学習する。	
		・契約書とは？	・通常は、商品の引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうため必要がない ・契約書は、あくまで万が一トラブルが起きた際に備えて、証拠として残すためのもの ・契約内容全てを書くのが契約書		
		通信販売 契約クイズ	通信販売のトラブルを防ぐポイント	通信販売はク・オフできないため表示を確認することの重要性	
		カードのいろいろ	キャッシュカード・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネーなど	電子マネーは現金のように目に見えないため使いすぎに注意することを伝える	
		・契約前に考えたいこと	・本当に必要なものか ・自分の小遣いの範囲で買えるか ・商品は金額に見合ったものか ・高額であれば必ず家族と相談	後のトラブルを防止するためにも契約前に商品の購入方法を考えさせる	
		・契約を取り消したいときは	・未成年者の契約は親権者の同意が必要であり、同意のない契約は取り消せる 取り消せない場合もある	契約・取引のトラブルにあったとき消費者のための法律・制度を活用し解決できるよう学習する。	
		消費者を支える仕組み	消費者契約法・製造物責任法・特定商取引法 ・クーリング・オフ制度による取り消し ・未成年者による契約 ・消費者契約法による取り消し	成立した契約も取り消せることを伝える	
		★君はかしこい消費生活を送れるか!?	やってみよう！トラブルにあっちゃう度テスト	生徒の消費生活におけるトラブルへの危機感を確認する	
		悪質商法の手口 相談事例検討 ※契約クイズ	クーリング・オフ制度とは(特定商取引法) 対象となるもの・書面の書き方 ・初めての1人暮らし！しつこい新聞の勧誘 ・キャッチセールス・アポイントメント商法 ・マルチ商法	若者がトラブルに遭いやすい事例をもとに、事例検討する	
	★はっきり断ってみよう！				
まとめ	5分	・消費者トラブルを防止するための注意点	相談窓口の周知	振り返り学習	
休憩5分					

学習過程	時間	学習内容	指導上の留意点	効果	備考
導入	2分	○消費者、特に若者が契約・金銭に関してトラブル・被害にあっている現状を把握する	・前の時限で学んだ基礎知識の再確認 ・実際のトラブル把握 ・テーマは契約・取引 ・生徒用記入用紙を配布する	・2グループに分かれ2人で1コマ選び、机を並び替えるように指示する。(休憩時間)	ゲーム準備(筆記用具を各自で準備)
展開	8分	○ゲームのルール説明(10分説明)	【ゲームの流れ説明】 ・自分のコマを決めジャンケンで順番を決め時計回りの順番でスタート。 ・サイコロを振って目の数だけ進め、止まったマスの指示に従う。 ・最初の持ち点500ポイントから開始し、ポイントの増減があるマスに止まったら、記録用紙にイベントとポイントの増減を記入する。 ・全員がゴールした時点でゲーム終了。ただし、時間内に終了しなかった場合は、時間で終わる。 ・ゲームの勝敗は、終了時に、持ち点のポイントが一番高いプレイヤーが勝ち	・ゲーム教材の趣旨とルールを簡単に説明する。クイズを実施した場合は簡単に解説し、ポイントをスコアに加算するように告げる。	
	20分	○ゲームを実施	【カードを引く】 ・カードを引くマスに止まったら、ボードに配置したカードの山の一番上から1枚ひき、他のプレイヤーにも分かるようにカードの内容を読み上げ確認する。ひいたカードは表にして手元におき、記録用紙にイベントとポイントの増減を記入する	・ゲーム開始後はグループをまわり、生徒の質問に答える。	
			【アクションカード】 ・カードをひいてすぐに使うことができる。すぐに使えない時は手元に置いておき、次の自分の番で使うことができる時に(サイコロは振らず)アクションすることを告げて使用する。アクション内容は記録用紙に記入する	・ゲームのポイントや商法名に関心を奪われないように、事例内容に着目させる。	
		【詐欺師のコマ】 ・詐欺師のコマは、ボードの★詐欺師出現！のコマを最後に通過したプレイヤーがもう一度サイコロを振って動かす。詐欺師に追いつかれると、持ち点から200ポイントマイナスされる。 ・詐欺師は、移動先のマスの指示には従わずに進み、プレイヤーに追いついたら、追い越さずに止まる。追いつかれたプレイヤーは、マイナスをした後、詐欺師のコマをボード上の「アクションカードを引く」のマス(どこでも可)に移動させゲームを再開。詐欺師のコマが移動され、自分よりも前のマスにいた場合、追い抜くことは可能ですが、詐欺師と同じマスに止まったら200ポイントマイナスされる	・「消費生活センターに相談」アクションカードを使用した場合、相談員が問題点・対処法を伝える。		
まとめ	15分	○各自記録用紙に結果ポイントを記入し、順位を決める	・勝敗を決める ・各グループの上位2名は印象に残ったカードとその理由、ゲームを通して感じたこと、意見を発表する	・どんな感想・意見も否定しない ・日常生活で実行できそうな感想・意見を絞る	付箋
		○各自記録用紙のQ1. Q2に答える ・被害対策	・今日学んだこと、今後気をつけることを各自付箋に書き、発表してもらう ・契約・取引トラブルにあったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける。(家族や友達) ・契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する。(各地の消費生活センター・司法書士・弁護士など) ・事業者と消費者との間には、情報の質・量・交渉力に格差があること、トラブルにあうのは恥ではないこと、相談機関があることを理解させる	自分が消費者であることの自覚を促し、消費者を守る法律があること、消費者センターを利用する意義を説明する。	

# お金について考えてみよう 金銭教育 おこづかいゲーム(ニーズ&ウォンツ) 2時限90分(小学生用) プログラムNo.2

【ねらい】

- 必要性を考えて計画を立てそれに沿って買い物ができる
- くらしを通じてお金の様々な役割を理解する
- 友達の考えを知った上で、自分なりの考えをもち、意思決定する態度を身につける

区分	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	15分	○お金の意識や関心度、活用方法を確認する ○テーマ説明「金銭教育お金について考えてみよう」	・スタッフの自己紹介 ・生徒全員にお小遣いをもらっているのか、何に使っているのか確認する ・「お金って何だろう」お金の歴史を通して意味を知る	お小遣いやお年玉とは何なのか、生徒にとってお金の意識を確認する PPTのクイズで積極的に意見を聞く	ゲーム準備  PPT 教科書P58～63
展開	15分	○ゲームのルール説明(10分説明)(5分話し合い)	・何のため(何を購入するため)にお金を貯めるか決める ・お小遣いゲームルール表 ・グループのコマを決めジャンケンで順番を決める ・サイコロを振る順番を決める ・お小遣い帳、通帳を記入する担当を決める ・お金を払うなど管理する人 ・小遣い帳に2,000円と記入し、お金を財布に入れる	<ルール説明> ①2～3人で3グループ ②チームで担当を決める ③お小遣いを各2,000円渡し小遣い帳に記入させる ④グループ順を決め1回づつサイコロを振る ⑤ゲーム終了後ポイントが多いチームが勝つ説明 ※記入することが嫌にならないようにゆっくりと書かせる	お小遣いゲームルール表 お小遣い帳 通帳・シール帳・集計表 財布・コマ・お金2,000円・電卓を各グループに配布
	15分	○ゲームを開始	・グループ順にコマを振って目の数だけ進む ・止まったマス色のカードを引く ・【ウォンツカード】【★】【?】などみんなで話し合っで決める ・お金のやり取りをしたらず必ずお小遣い帳に記入する	・きちんとメンバーで相談しながら買う買わないを決め進めていく ・「必要なもの」「欲しいもの」について理解させる ・「お小遣い下さい」「ありがとう」を必ず言わせる ・お小遣い帳など記入方法を確認する ・楽しく、知恵をあわせていく全員参加型のゲームにする	
	休憩5分		・全てのグループが終了したらゲーム終了(30分以内)		
	15分	○ゲームを継続			
	10分	○集計する	・お小遣い帳とお金の確認(合わなければ不足は小遣い帳に「不明金〇〇円」と記入、多いときはバンカーに)	・お小遣い帳とお金の確認、集計は講師が説明しながら書かせる ・お小遣い帳とお金の確認(合わなければ不足は小遣い帳に「不明金〇〇円」と記入、多いときはバンカーに)	
13分	○グループごとに発表・検討する	・各グループの集計表を貼り出しグループごと発表し、検討する ・どこのチームのお金が多いか検証する ・各チームからどんなことに気をつけてお金を使ったか聞く ・何か気付いたことがないか生徒に聞く ・お金の使い方を検討する ・お金を借りた、貯金した ・良かったこと、失敗したこと ・他のグループと比較してみる	【検討・指導】 ・欲しいものを買ったチームになぜ欲しかったのか ・計画的にお金を使うことを指導 ・人のためにできること ・お金で買えない大切なもの ・思いやり ・環境を大切にすること(SDGs) ・お金を借りるとどうなるか ・他のグループと比較して、さまざまなお金の使い方があることに気づく	くらしのノートP22～29「お金について考えてみよう」「ローン・クレジットの仕組み」「利息の意味と計算方法」	
まとめ	7分	○「お金の上手な使い方」をテーマにグループで意見をまとめる ○グループで発表する ○生徒に授業の感想や取り組みを聞く	・アイデアカード(付箋)をグループで発表し合い記入 ・ホワイトボードにアイデアの種類ごとに貼り出していく ・現金以外の支払方法について知る	・どんなアイデアも否定しない ・日常生活で実行できそうなアイデアを絞る ・限られた「お小遣い」で買うか買わないか「必要なもの」「欲しいもの」を判断する実戦経験から、お金の管理能力を養い将来に活かす ・消費生活トラブルにあった際の相談窓口を教える「188」	アイデアカード

区分	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清涼飲料水にはどれくらいの砂糖が入っているか考える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の概要を理解する</li> <li>・実験器具の取扱い注意事項を聞く</li> <li>・500mlの清涼飲料水に入っている砂糖のグラム数をクイズで考える</li> <li>・答えは糖度計で量って確かめる</li> <li>・1本の清涼飲料水には50gの砂糖が入っていることを認識する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験中ふざけて、事故がないよう最初に促す</li> <li>・果汁100%のジュースと清涼飲料水の違いを説明</li> <li>・清涼飲料水の味について質問する</li> <li>・10g、30g、50g、70gの砂糖を見せどの分量が入っているか答えさせる</li> <li>・紙コップで各グループに配布</li> <li>・糖度計の使用方法を教える</li> <li>・10度=10%、500mlの10%=50ml=50gであることを説明する</li> </ul>	
展開	<p>清涼飲料水を作成する(実験)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10%の砂糖水を作成し、糖度計で量り10度になるかどうか確認する</li> <li>①秤のスイッチを入れる</li> <li>②ビーカーをのせて目盛を「0」にする</li> <li>③皿に砂糖があり50になるように少しずつ入れる</li> <li>④水を500ml入れる</li> <li>⑤マドラーで混ぜ砂糖を溶かす</li> <li>⑥糖度計で10%か確認する</li> <li>⑦本当に同じ甘さか紙コップに数滴入れて飲んでみる</li> <li>⑧市販の清涼飲料水と同じか?市販はすっきりしている。この味で500mlを飲みきれようだろうか?</li> <li>⑨食品表示を見る</li> </ul> <p>・一番最初に記載されているものは何か確認し、砂糖が一番多いことを認識する</p> <p>・次に、実際に味を良くするために、どんなものが入っているのかを一つずつ確認しながら、味の移り変わりを体験する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①クエン酸5gを入れて飲む</li> <li>②香料を入れて飲む(レモンエッセンス3滴を入れ混ぜる)</li> <li>③炭酸水素ナトリウムを入れて飲む(2.4g全て入れる→泡が出るため1・2度混ぜて透明になるまで放置する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500mlで10%の砂糖水を作成する手順を説明する</li> <li>・出来上がりを実際に食し、清涼飲料水との味との違いは何か?それはどうしてか?表示を確認するよう促す</li> <li>・食品表示は、原則全て入っているものを記入しなければならないことを説明し、原材料の欄は多く入っている順に記載されていることを確認させる</li> <li>・その他に味を良くしたり、色をよくしたり、腐敗を防ぐためなどの目的で他の物質も入っていることを説明する</li> <li>・それぞれの段階で試飲させながら子供たちに甘さの移り変わりの感想を聞く</li> </ul>	



(プログラム No. 4)

## ■買い物ゲーム「環境について」

カレーライスをつくることを想定し、グループ毎にレシピに沿った材料を予算の範囲内で模擬店から購入し残金を競います。

購入後、容器包装に処理費用がかかることを学び、主体的に環境に配慮しつつ、自分にとって本当に必要なものは何かを考え、購入することのできる消費者を目指すことを目的に実施します。



(プログラム No. 12)

## ■インターネット・携帯電話モラル授業(特別巡回事業)

★専門講師を派遣します！

スマホの所有率が4～6年生の高学年では5割超えになるなか、その便利性と裏腹に長時間利用の問題やオンラインゲームの課金等の被害が深刻な状況になっています。

SNSによる「炎上」「著作権・肖像権の侵害」などの事例を紹介しながら、情報モラルの必要性や情報に対する責任について学習します。

(1～2 時限)



# ■守ろう環境、生かそう資源「買い物ゲーム」

## 90分授業(小学生用)プログラムNo.4

区分	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
導入	5分	○スタッフの自己紹介 テーマ説明「暮らしとごみ」 グリコンスパーの説明と目的を話す	・1グループ4、5人で構成し 5グループ作る	・グリーンコンシューマーを生徒に目指してもらう	買い物ゲーム準備
	10分	○ゲームのルール説明 (5分説明) (5分話し合い)	・配布された買い物ゲームルール表、ポンの確認 ・グループでどのようなカレーを作るか話し合う(肉またはシーフードにするかなど)	<ルール説明> ①7~8人グループで5人分のカレーの材料を買うことを説明する ②チームでどんなカレーにするか相談させる ③レジで精算したチームから表におつりの額を記入させる ④おつりの多いチームが勝つ説明	買い物ゲームルール表 カレーの材料 ポン(お金の代外)の配布
展開	20分	○ゲームを開始 (ゲーム実施20分)	・グループ毎に模擬店舗で人数分の材料を選び、レジ(会計)で <お買い物券>で支払う ・おつりの金額をレジ係が<おつり券>に記入し、精算する	・きちんとメンバーで相談しながら買い物を進めていく ・状況によっては制限時間のカウントダウン	タイマー 結果表
	7分	○ゲームの結果を発表する	・おつりの金額をグループごと発表し、<ゲーム結果表>に板書 ・どこのチームのおつりが多いか検証する・上位のチームからどんなことに気をつけて購入したか聞く ・何か気付いたことがないか生徒に聞く ・他の児童の発表から、さまざまな買い方があることに気づく	・商品の裏側に書いてある数字のポイントに誘導させる	
	8分	○処理費の説明	・買い物から出た容器包装を分別し、併せてゴミの分別の仕方を確認する ・収集したゴミはどこに行くのか確認する(ゴミの流れ) ・その時の経費(処分場やセンターの建設費、運営、処理費等)を話す ・市のゴミの排出量は? ・ゴミの処理費の一人あたりは?	・各容器包装の<処理費ポイントシール>への気づきを促す ・この処理費は本来税金から支払われるが、このゲームではおつりから支払ってもらうことを説明する	処理費のポイント (現物説明) ゴミ分別の実物レイアウト
	5分	○ワークシートを使って処理費の計算をさせる	・表に処理費を記入させる		ワークシートを配る 結果表
	10分	○環境への影響を考えた消費生活	<説明> ・広がる環境問題 ・容器包装リサイクル法 ・買い物から出た容器包装を分別し、併せてゴミの分別方法を確認する ・環境に関するマーク ・3Rの説明 ・食品ロス ・輸送コストなど	・地球規模の環境問題を知り環境への負担を減らす取り組みができる ・環境情報を理解し持続可能な社会に向けての取り組みができる	くらしのノート P46~54 教科書 P30~32 P78~79 P132~135
	10分	○土別市の分別にチャレンジ	・各グループから1名代表者が前に出て土別市の分別方法にチャレンジする(ペット・ビン・カン・カップヌードル・牛乳パックなど)	・実際に土別市の分別方法を知り生活に生かす	分別する箱 ゴミ
まとめ	10分	○「ゴミを減らす生活・環境にやさしい買い物をしよう」をテーマにグループで意見をまとめる  ○グループで発表する	・ゴミを出さないように買い物をするにはどうしたらよいか、ゴミを減らすアイデアを出す ・アイデアカードをグループで発表し合い5枚カードに記入 ・ホワイトボードにアイデアの種類ごとに貼り出していく	・発言のない子どものアイデアを見てまわる ・楽しく、知恵をあわせていく全員参加型のゲームにする ・どんなアイデアも否定しない ・日常生活で実行できそうなアイデアを絞る	アイデアカード
	5分	○生徒に授業の感想や環境についての取り組みを聞く	・できるだけ生徒の意見を尊重する ・事例を通して生徒に問題点や改善点などを伝える	・暮らしを見直すことの重要性、子どもの「気づき」を促す ・環境に配慮した商品の選び方 ・未来の環境をイメージさせる	

## 消費者教育特別支援巡回事業（ネット・スマホのモラル教育）

### （訪問）による授業

日程 2026年7月8日(水)・9日(木) / 10月21日(水)・22日(木)

#### 授業テーマ

## デジタル社会の中心で情報を上手に利用して活躍するために ～ネットの情報に、騙されず、トラブルに巻き込まれない利用者になろう～

講師 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会(Grafsec) 常務理事

株式会社ラック 次世代サイバー技術開発本部サイバー・グリッド・ジャパン

コグニティブセキュリティ研究グループ シニアコンサルタント 吉岡 良平 氏



#### ■講師プロフィール 吉岡 良平（よしおか りょうへい）氏

青少年が利用するフィルタリングの審査を行う第三者機関であるモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（略称：EMA）の事務局長を経て、2015年情報セキュリティ企業の株式会社ラックに入社。研究組織であるサイバー・グリッド・ジャパン ICT 利用環境啓発支援室のシニア・フェロー及び一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会（略称：Grafsec）常務理事、デジタル庁のデジタル推進委員として全国各地における情報モラル、情報セキュリティ、情報リテラシー等の啓発・地域支援活動を行なうほか、地域が自ら啓発を行なう体制整備とセキュリティ意識の普及に務めている。また子どもを性犯罪の被害から守るための日本版 DBS（子ども性暴力防止法）の施行に向けて、その運用の検討委員も務める。東京都在住

※通常の座学以外にカードゲーム「リテらっこ」を使用した授業（2時限必要）も実施可能です。

ご興味のある学校は、以下のURL を参考にいただき、詳細は消費生活センターにご相談ください。  
[https://www.lac.co.jp/lacwatch/media/20241217\\_004231.html](https://www.lac.co.jp/lacwatch/media/20241217_004231.html)

#### ■訪 問（小・中・高校生対象）日程：通年

講師 eーネットキャラバン（総務省）

#### 【授業内容】

ネット依存・ネットいじめ・ネット誘引・ネット詐欺等の実態、その対処法（予防策）等について、パワーポイントを用いて実施します。

「小学3・4年向け」「小中学生向け（小5年～）」「中高校生向け」

【備 考】授業は10時30分からの対応となります。

児童生徒・保護者・教員数が15名以上に限定されております。

## ゲーム・スマホのトラブル防止 オンライン出前講座〈概要〉

この度は、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社が開催する「ゲーム・スマホのトラブル防止 オンライン出前講座」にお申込みいただき、ありがとうございます。弊社では、以下の内容にて出前講座を実施しております。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にメールにて、([anshin@gungho.jp](mailto:anshin@gungho.jp)) までご連絡ください。

費用	すべて無料
講座種別	講座内容は3種類あります。受講者に合わせた内容をお選びください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小学生低学年向け（1コマ45分）</li> <li>◇ 小学生高学年向け（1コマ45分）</li> <li>◇ 保護者・教職員・消費者センター職員向け（1コマ60分）</li> </ul> ※小学生で全学年同時開催の場合は、「小学生高学年向け」をお勧めしております。 ※講座の開始前後に、申込側の進行役の時間を数分ほど設けております。 ※1コマの時間は、進行役の時間、質疑応答を含みます。
開催条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平日 11:00～17:00（土日祝は開催していません）</li> <li>● 参加人数は、最少30人から。同日であれば1校につき2コマまでは開催可能です。</li> </ul> ※直接、間接を問わず、営利につながるイベントへの参加は、お断りさせていただいております。
環境・機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講座は、「Zoom」を使用した、オンライン形式です。弊社でURLを発行してご連絡します。</li> <li>● インターネット環境、接続機材などは、申込側がご準備ください。同時接続は300台まで。</li> <li>● 講座は、クラス毎に教室で、学年毎に体育館で、など自由な形式で参加していただけます。</li> <li>● 講座開催時は受講者の様子が分かるよう、会場の様子をカメラで映してください。</li> </ul>
打ち合わせ (Zoom)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講座開催日の2週間前までに、Zoomでの打ち合わせを実施しています。</li> <li>● 当日の流れに関する簡単なお打ち合わせと、接続環境の確認を行います。</li> </ul>
おみやげ教材 (小学生限定)	小学生限定で、無料でおみやげ教材を差し上げています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ お約束メーカー紹介マンガ冊子（1人1冊）</li> <li>◇ 日めくりまいにちスマホトラブル予防（1クラス1冊、教室掲示用）</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>おみやげ教材</p> <p>1人1冊 お約束メーカー紹介マンガ冊子 + 1クラス1冊 日めくりまいにちスマホトラブル予防</p> </div> ※講座当日までに送付いたします。2週間前までに前に参加人数とクラス数をご連絡ください。
質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講座の最後に、参加者からの質問を受け付ける時間を設けております。</li> <li>● 内容や時間によっては、お答えできない場合もございます。予めご了承ください。</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講座終了後、参加者へのアンケートをお願いしております。</li> <li>● アンケートは、オンライン形式でGoogleフォームを使用して行います。</li> </ul>
写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会場の様子が分かる写真の提供にご協力ください。社内資料として記録させていただきます。</li> <li>● 公式 X(@anshin_gungho)や公式サイト(<a href="https://anshin-game.jp/">https://anshin-game.jp/</a>)への掲載に同意いただける場合には、個人が特定されない形で使用させていただきます。</li> </ul>

# 2025年度消費者教育授業風景（小学校）

## ■インターネット・スマホ安心・安全講座《特別支援巡回事業》（7校）

小・中・高生の消費者トラブルの代表的なものにインターネット・携帯電話があります。情報通信を活用するうえで知っておくべきルールやマナー、そこに潜む危険性など、具体的な事例を交えてパワーポイント学習を専門講師により実施しました。

●2025年7月10日(木)

剣淵小学校 14名(6年生13名・教員1名)

講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年10月23日(木)

多寄小学校 20名(3~6年生17名・教員3名)

講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年10月24日(金)

上士別小学校 20名(3~6年生17名・教員3名)

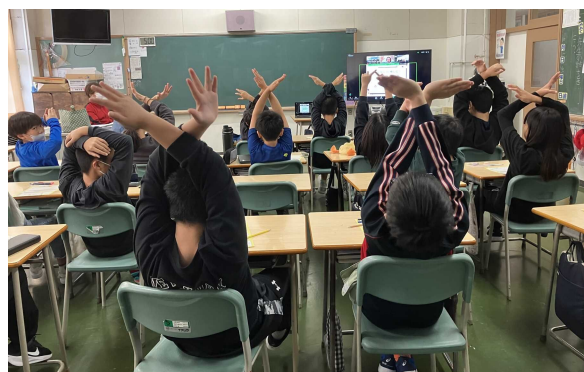
講師:株式会社ラック 吉岡氏



●2025年10月24日(金)

士別南小学校 51名(5年生47名・教員4名)

講師:ガンホー株式会社 笹木氏



## ■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」(1校)

●2025年11月7日(金)

上富良野小学校 48名(3年年45名・教員3名)

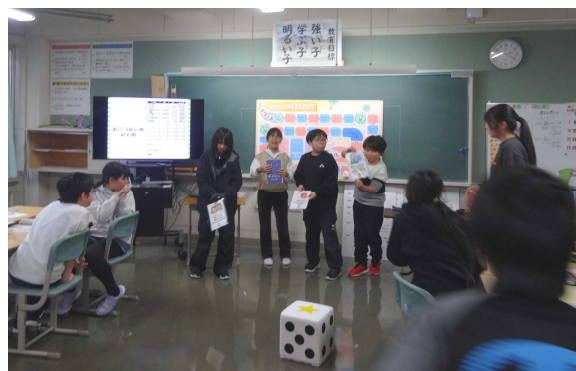


## ■お金について考えてみよう

### 「金銭教育お小遣いゲーム」(2校)

●2025年12月1日(月)

幌加内小学校名 18名(5・6年16名・教員2名)



■消費者教育事業(2025年度小中高校消費者教育)

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
		士別市消費者教育支援「消費者教育プログラム」「くらしのノート」配布事業	小中高校生を対象に「消費者教育支援プログラム」「くらしのノート」を作成し、児童・生徒のみならず教員に配布することで、消費者教育授業の推進を目指す。 【実施内容】①消費者教育支援プログラムの差替え部分の配布②くらしのノートの配布(中学1年生徒及び赴任教員分) 【配布数】「消費者教育プログラム」28冊:各学校1冊・広域町行政及び教育委員会各1冊(士別市12冊・広域14冊)・「くらしのノート」士別市120冊・広域14冊	1市3町小・中・高校20校	4月22日(火) 15:00~16:00	相談員1名
高1	1~2	士別東高等学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】eネットキャラバン(KDDI株式会社)塚原幸代氏・士別地区広域消費生活センター 佐々木晃彩子 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、課金トラブル、誹謗中傷、消費生活センターに寄せられるネットトラブル事例 【資料】パンフレット「気楽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	全学年・教員	4月25日(金) 13時25分~15時15分 5・6時限目 多目的教室	(30名) 生徒20名・ 教員10名
中1	3	幌加内中学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットイジメ・ハラスメント、フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 【資料】パンフレット「気楽に使えるSNSキケンとつながるSNS」・士別！くらしねっと情報	1年生・教員・保護者	7月9日(水) 10時35分~11時25分 3時限目 1年生教室	(15名) 生徒7名・ 教員3名 保護者5名
中2	4	士別南中学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットイジメ・ハラスメント、SNSに起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	2年生・教員	7月9日(水) 14時25分~15時15分 6時限目 2Fホール	(62名) 生徒58名・ 教員4名
小1	5	士別南小学校(安全・情報) 教科:総合	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】誹謗中傷、不適切投稿、ネットいじめ・ハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう!」・士別！くらしねっと情報	6年生・教員	7月10日(木) 9時30分~10時15分 2時限目 体育館	(49名) 生徒45名・ 教員4名
小2	6	剣淵小学校(安全・情報)	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】誹謗中傷、不適切投稿、ネットいじめ・ハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害 フィルタリングやペアレンタルコントロールの未利用 【資料】パンフレット「ルールを守って楽しく使いましょう!」・士別！くらしねっと情報	6年生・教員	7月10日(木) 11時25分~12時10分 4時限目 視聴覚室	(14名) 生徒13名・ 教員1名
中3	7	士別中学校(安全・情報) 教科:学活	■インターネット・携帯電話安全教室 【講師】株式会社ラック 吉岡良平氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、誹謗中傷、ネットいじめ・ハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・教員	7月10日(木) 14時25分~15時15分 6時限目 体育館	(160名) 生徒130名・ 教員30名
高2	8~9	豊富高等学校(契約・取引) 教科:家庭科	■契約の基礎から学ぶ悪質商法 【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子 【学習形態】パワーポイント/啓発動画学習 【内容】「契約の仕組みと悪質商法」①若者のトラブル件数・商品役務ランキング②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・ネット通販)⑤被害対策 【学習形態】ロールプレイング学習 【内容】「悪質商法撃退:①マルチ商法②定期購入トラブル」 ①大学や専門学生に多く被害のある連鎖販売取引について寸劇で学ぶ ②若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサブリの定期購入)事例を寸劇から学ぶ ・問題点や対処法を事例研究で発表する 【資料】・若者用クリアファイル・啓発用パンフレット「狙われる若者」・士別地区！くらしねっと情報その他	高校1年生・教員	9月10日(水) 10時50分~12時40分 3・4時限目 被服室	(26名) 生徒25名・ 教員1名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
小3	10	多寄小学校 (安全・情報)	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、誹謗中傷、不適切投稿、ネットいじめハラスメント 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	小学3～6年生・ 教員	10月23日(木) 9時30分～10時15分 2時限目 多目的ホール	(20名) 生徒17名・ 教員3名
中4	11	和寒中学校 (安全・情報) 教科:道徳	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットいじめハラスメント、出会い系サイトに起因する犯罪被害、SNS等に起因する犯罪被害 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・ 教員	10月23日(木) 11時35分～12時25分 4時限目 体育館	(88名) 生徒74名・ 教員14名
小4	12	和寒小学校 (安全・情報) 教科:学活	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、健康被害、ネットいじめハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害、違法有害コンテンツ 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	5・6年生・ 教員	10月23日(木) 12時55分～13時40分 5時限目 体育館	(40名) 生徒36名・ 教員4名
高3	13	剣淵高等学校 (安全・情報)	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、ネットいじめハラスメント、情報漏えい、架空請求・不当請求 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・ 教員	10月23日(木) 14時25分～15時15分 6時限目 視聴覚室	(67名) 生徒60名・ 教員7名
小5	14	士別小学校 (安全・情報)	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、健康被害、ネットいじめハラスメント、プライバシー権侵害 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	4年生・教員	10月24日(金) 10時35分～11時20分 3時限目 体育館	(44名) 生徒41名・ 教員3名
小6	15	上士別小学校 (安全・情報)	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】ネット依存、健康被害、ネットいじめハラスメント、プライバシー権侵害 【資料】パンフレット「スマホをつかうときはこんなことに注意しよう」・士別！くらしねっと情報	3～6年生・ 教員	10月24日(金) 13時15分～14時00分 5時限目 体育館	(20名) 生徒17名・ 教員3名
小7	16	士別南小学校 (安全・情報) 教科:総合	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】ガンホー株式会社 笹木瞳 氏 【学習形態】オンライン学習 【内容】インターネットの安全な使い方(ゲーム・スマホのトラブル対策(時間・課金・対人)) 【資料】パンフレット「ガンホー株式会社が配布」・士別！くらしねっと情報	5年生・教員	10月24日(金) 13時30分～14時15分 5時限目 1・2組教室	(51名) 生徒47名・ 教員4名
中5	17	上士別中学校 (安全・情報) 教科:道徳	<b>■インターネット・携帯電話安全教室</b> 【講師】株式会社ラック 吉岡良平 氏 【学習形態】パワーポイント学習 【内容】誹謗中傷、ネットいじめハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害、不必要な位置情報の付与 【資料】パンフレット「risk hedge」・士別！くらしねっと情報	全学年・教員	10月24日(金) 14時10分～15時00分 6時限目 多目的ホール	(25名) 生徒14名・ 教員11名
小8	18～19	上富良野小学校 (安全・食品) 教科:学活・保健	<b>■食品成分と表示「清涼飲料水成分簡易実験」</b> 【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子・その他相談員 【学習形態】簡易実験学習 【内容】①清涼飲料水の砂糖の量:5大栄養素・エネルギー(カロリー)②清涼飲料水作製簡易実験 ③表示の見方:原材料名・栄養表示・賞味期限(消費期限)・食品添加物など 【教材】くらしのノート・関連資料新聞記事・注意喚起チラシ	3年生・教員	11月7日(金) 11時20分～14時15分 4・5時限目 家庭科室	(48名) 生徒45名・ 教員3名

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
小9	20～21	幌加内小学校 (契約・取引)	<p>■お金について考えてみよう「金銭教育お小遣いゲーム」</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子・藤井主事</p> <p>【学習形態】すごろくゲーム学習</p> <p>【内容】①必要性を考えて計画を立ててそれに沿って買い物ができる ②くらしを通じてお金の様々な役割を理解する ③友達の考えを知った上で、自分なりの考えを持ち、意思決定する態度を身につける</p> <p>【資料】お小遣いゲーム「ニーズ&amp;ウオンツ」</p>	小学5・6年生 教員	12月1日(月) 13時15分～14時50分 5・6時限目 6年生教室	(18名) 生徒16名・ 教員2名
小P10	22～23	多寄小学校 (契約・取引)	<p>■お金について考えてみよう「金銭教育お小遣いゲーム」</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】すごろくゲーム学習</p> <p>【内容】①必要性を考えて計画を立ててそれに沿って買い物ができる ②くらしを通じてお金の様々な役割を理解する ③友達の考えを知った上で、自分なりの考えを持ち、意思決定する態度を身につける</p> <p>【資料】お小遣いゲーム「ニーズ&amp;ウオンツ」</p>	小学1～6年生 町民 教員	12月10日(水) 13時15分～14時50分 5・6時限目 7年生教室	(18名) 生徒16名・ 教員3名
高4	24～25	士別翔雲高等学校 (契約・取引) 教科:総合的な探求 の時間	<p>■契約の基礎から学ぶ悪質商法</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】パワーポイント/動画学習</p> <p>【内容】①若者のトラブル件数②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・マルチ商法)⑤被害対策</p> <p>【学習形態】ロールプレイング学習</p> <p>【内容】「悪質商法撃退:①マルチ商法②定期購入トラブル」</p> <p>①大学や専門学生に多く被害のある連鎖販売取引について寸劇で学ぶ ②若者が一番利用するSNSからのトラブル(ダイエットサプリの定期購入)事例を寸劇から学ぶ ・問題点や対処法を事例研究で発表する</p> <p>【資料】副読本「くらしのノート」・クリアファイル・啓発用パンフレット「日本訪問販売協会」・士別地区!くらしねっと情報</p>	高校3年生・ 教員	1月28日(水) 10時55分～12時45分 3・4時限目 準備室	(109名) 生徒105名・ 教員4名
中6	26	滝上中学校 (契約・取引) 教科:家庭科	<p>■消費者トラブルの現状と未然防止</p> <p>【講師】消費生活相談員 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】ダイヤモンドランキング/パワーポイント/啓発動画学習</p> <p>【内容】①若者のトラブル件数②契約の仕組み ③契約の取り消し(未成年者契約・消費者契約法・クーリング・オフ) ④相談事例(キャッチセールス・アポイントメント・マルチ商法・ネット通販)⑤被害対策</p> <p>【資料】副読本「くらしのノート」・若者用クリアファイル・啓発用パンフレット「狙われる若者」・士別地区!くらしねっと情報</p>	中学2年生・ 教員	2月3日(火) 13時25分～14時15分 5時限目 2年生教室	(13名) 生徒12名・ 教員1名

■教員・保護者・その他学校関係機関を対象とした研修会

実施回数	実施授業数	事業名	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
P1～2	27～28 29～30	e-ネット安心・安全 講座Plus	<p>■インターネット・携帯電話安全教室</p> <p>【講師】士別地区広域消費生活センター 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】パワーポイント学習</p> <p>【内容】ネット依存、ネットいじめハラスメント、SNS等に起因する犯罪被害、フィルタリングの重要性</p> <p>【資料】パンフレット「電気通信サービスQ&amp;A」・士別!くらしねっと情報</p>	社会福祉法人児 童養護施設旭川 育児院 教職員	6月18日(水) 7月16日(水) 13時00分～14時30分 会議室	教職員28名 教職員21名
P3	31～32	子どものネット被害 を防ぐための研修会	<p>■子どものネット被害を防ぐための研修会</p> <p>【講師】株式会社ラック 吉岡良平・尾方佑三子 氏</p> <p>【学習形態】パワーポイント学習・カードゲーム「リテラッコ」</p> <p>【内容】日々、身近になっているデジタル時代のリスクに備える～大人も子どももトラブルから身を守るために～</p> <p>【資料】パンフレット「撃退迷惑メールゼロトラスト」・士別!くらしねっと情報</p>	教員・PTA・消費 者協会理事・市 民等	7月9日(水) 17時00分～18時50分 市役所	PTA・教員15名
P4	33	インターネット特別 巡回事業	<p>■インターネット・携帯電話安全教室</p> <p>【講師】士別地区広域消費生活センター 佐々木晃彩子</p> <p>【学習形態】パワーポイント学習</p> <p>【内容】・SNSとは ・インターネットに潜む危険 ・対策のまとめ ・インターネット通販</p> <p>【資料】パンフレット「そのメール詐欺カモ」・士別!くらしねっと情報</p>	剣淵小学校教 員・PTA	2月18日(水) 14時30分～15時00分 体育館	(50名) PTA40名・ 教員10名

士別地区広域消費生活センター(士別市役所暮らし安全課 担当 佐々木・真田) 行き

FAX 0165-23-4790

[メールアドレス:kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp](mailto:kurashianzenka@city.shibetsu.lg.jp)

申込日 年 月 日

## 消費者教育支援プログラム申込書

区 分	内 容			
学 校 名			担当者名	
※ 実 施 希 望 日	【第1希望】	年 月 日( 曜日)		
	【第2希望】	年 月 日( 曜日)		
※ 実 施 時 間	【第1希望】	: ~ :	( 時限目)	
	【第2希望】	: ~ :	( 時限目)	
(クラスごとを希望する場合)	【 クラス】	: ~ :	( 時限目)	名
	【 クラス】	: ~ :	( 時限目)	名
	【 クラス】	: ~ :	( 時限目)	名
対 象 ・ 参 加 予 定 人 数	名 (内訳:児童生徒 学年 名・教員 名・保護者その他 名)			
申 込 者 連 絡 先	〒			
	TEL	FAX	e-mail	
開 催 場 所	教室			
希望する消費者教育テーマ		プログラムNo.	実施教科	
※ 具 体 的 な 内 容				
備 考	※必ず事前に、担当教科の先生と打合せをさせていただきますので、連絡がつく時間をお教え下さい。			

※ 学校等で、クラス毎に実施する形を希望される場合には、その旨わかるように、「講座時間」や「対象人数」をご記入ください。

※ 「士別市消費者教育支援プログラム」を利用した授業・講座等を開催されたことがありますか？(レ印をつけてください。)

昨年利用した。  昨年ではないが、以前利用したことがある  はじめて利用する。